（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第二十一条　法第二十三条第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは、同項に規定する棚卸資産等について生じた次に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額（第五項において「個別震災損失金額」という。）とする。

一　東日本大震災により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は東日本大震災による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含む。）

二　東日本大震災により、当該資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から一年以内に当該資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含む。）に係る損失の額

2　法第二十三条第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定とする。

3　法第二十三条第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十二条第九項	含む。）	含む。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十三条第一項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）
第百五十五条の十九第八項	それぞれ	、当該連結欠損金個別帰属額のうち当該被合併法人等の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。以下「震災特例法施行令」という。）第二十一条第一項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する個別震災損失金額（当該被合併法人等の震災特例法施行令第二十一条第一項に規定する個別震災損失金額をいう。）に達するまでの金額を震災特例法施行令第十六条第四項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により読み替えて適用される第百二条第五項第一号（適格合併等における欠損金の引継ぎ等）（次条第五項において「読替え後の第百十二条第五項第一号」という。）に規定する繰戻対象震災損失金額とそれぞれ
第百五十五条の二十第五項	それぞれ	、当該連結欠損金個別帰属額のうち当該連結親法人又は連結子法人の震災特例法施行令第二十一条第一項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する個別震災損失金額（当該連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に達するまでの金額を震災特例法施行令第十六条第四項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により読み替えて適用される第百二条第五項第一号（適格合併等における欠損金の引継ぎ等）（次条第五項において準用する読替え後の第百十二条第五項第一号」という。）に規定する繰戻対象震災損失金額とそれぞれ

第百五十五条の二十一第二項第四号	第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）	第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は震災特例法第二十三条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）
	同条	これら

4　法第二十三条第五項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第二十三条の規定により還付を受けるべき金額に、当該金額の計算の基礎となった同条第一項に規定する連結欠損金額に係る連結親法人及びその各連結子法人の法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により同条第一項に規定する連結欠損金額とみなされたものに係る部分の金額を除く。）の合計額のうちに当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第二十三条第六項の規定により益金の額に算入された金額のうち同条第一項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、当該益金の額に算入された金額に、当該連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定する中間期間において生じた個別震災損失金額の合計額のうちに当該連結親法人又はその連結子法人の当該中間期間において生じた個別震災損失金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第二十三条第六項の規定により益金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとし、法第二十三条第一項の連結親法人又はその連結子法人の前項の規定により計算した金額は、法人税法第二条第十八号の二に規定する連結利益積立金額又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の同条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額の計算については、法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれないものとする。

7　法第二十三条第六項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第百五十五条の十三第二項	掲げる規定を	掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十三条第六項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定を
法人税法施行令第百五十五条の十三の二第二項	掲げる規定	掲げる規定及び震災特例法第二十三条第六項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
法人税法施行令第百五十五条の二十七第四項	）の規定	）並びに震災特例法第二十三条第六項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項	第五項	第五項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十三条第六項
租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項	の規定を	並びに震災特例法第二十三条第六項の規定を
租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項	第六十二条の五第二項の同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額	第六十二条の五第二項並びに震災特例法第二十三条第六項の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額